

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	実績判定期間	平成25年4月1日～30年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄 ✓
【留意事項】 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ
	自 平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成年月日
至 平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成年月日	
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月末満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\begin{array}{l} \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \quad A \quad \text{人} \quad \times \quad 12 = \quad \boxed{} \quad \text{人} \quad \geq \quad 100\text{人} \\ \text{実績判定期間の月数} \quad B \quad \text{月} \end{array}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- 例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）		
ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるもの有する者その他便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）		
（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。		
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動		
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等	(指標)
		7,694,867,748 円

①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	2,369,961 円
------------------	-------	---	-------------

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	2,369,961 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
	合 計 (①+②+③+④+⑤)	⑥	2,369,961 円

⇒②へ

基準となる割合 (② ÷ ①)	③	0.03%
-----------------	-------	---	-------

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表(第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会					チェック欄																																																						
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓																																																						
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 <input type="checkbox"/> 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと																																																												
<p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>項目</th> <th>役員数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (②÷①)</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th>割合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⓐ 平成25年4月1日～26年3月31日</td> <td>26人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ 平成26年4月1日～27年3月31日</td> <td>26人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ 平成27年4月1日～28年3月31日</td> <td>27人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>Ⓓ 平成28年4月1日～29年3月31日</td> <td>27人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>Ⓔ 平成29年4月1日～30年3月31日</td> <td>25人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>Ⓕ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>25人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>2人</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	①	②	③	④	⑤	Ⓐ 平成25年4月1日～26年3月31日	26人	0人	0%	2人	7.6%	Ⓑ 平成26年4月1日～27年3月31日	26人	0人	0%	2人	7.6%	Ⓒ 平成27年4月1日～28年3月31日	27人	0人	0%	2人	7.4%	Ⓓ 平成28年4月1日～29年3月31日	27人	0人	0%	2人	7.4%	Ⓔ 平成29年4月1日～30年3月31日	25人	0人	0%	2人	8%	Ⓕ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	25人	0人	0%	2人	8%
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)																																																						
	①	②	③	④	⑤																																																							
Ⓐ 平成25年4月1日～26年3月31日	26人	0人	0%	2人	7.6%																																																							
Ⓑ 平成26年4月1日～27年3月31日	26人	0人	0%	2人	7.6%																																																							
Ⓒ 平成27年4月1日～28年3月31日	27人	0人	0%	2人	7.4%																																																							
Ⓓ 平成28年4月1日～29年3月31日	27人	0人	0%	2人	7.4%																																																							
Ⓔ 平成29年4月1日～30年3月31日	25人	0人	0%	2人	8%																																																							
Ⓕ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																							
申請時	25人	0人	0%	2人	8%																																																							
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																												
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																												
<p>口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>Ⓕ</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> </tr> </tbody> </table>							各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																						
各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時																																																					
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																																					

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表(次葉)

八

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「①～⑤」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表决権は、平等なものとする』と規定」と規定のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「②」から「⑤」については、イに記載する各期間(「①」から「⑤」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「②」から「⑤」については、イに記載する各期間(「①」から「⑤」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長（志郎）有紀枝 殿

公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成することにあり、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び財産目録に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及び財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及び財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類及び財産目録の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、すべての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数	26人	26人	27人	27人	25人	25人	
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	

役員の内訳								
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況				
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
吹浦房子		理事		○	○	○	○	○
志邨有紀枝		理事		○	○	○	○	○
高橋敬子		理事		○	○	○	○	○
原田美智子		理事		○	○	○	○	○
堀江良彰		理事		○	○	○	○	○
鷲田真理		理事		○	○	○	○	○
黒川多喜子		理事		○	○	○	○	○
杉田洋一		理事		○	○	○	○	○
沼田安弘		理事		○	○	○	○	

伊勢崎賢治		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H16/6/19 就任
加藤 勉		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H19/6/25 就任
郷農 彰子		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H19/6/25 就任
白川 浩司		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H19/6/25 就任
谷川 真理		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H19/6/25 就任
三好 秀和		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H19/6/25 就任
伊藤由紀子		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
菅沼真理子		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
萩原ソバナ		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
篠田 智江		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任 H29/6/17 退任
森 絵里咲		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
田中 弥生		監事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
山口 明彦		監事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H21/6/25 就任
水鳥 真美		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○	H23/6/25 就任 H30/2/5 退 任
横山 英子		理事	[REDACTED]	○ ○	H23/6/25 就任 H27/6/13 退任
伊藤 美智子		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H25/6/25 就任
名取 郁子		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H25/6/25 就任
忍足 謙朗		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H27/6/13 就任
河野 真		理事	[REDACTED]	○ ○ ○ ○ ○ ○	H27/6/13

								就任
沼田 美穂	理事					○	○	H29/6/17 就任
上野 博	理事		○					H25/6/24 退任
大西 清人	理事		○					H25/6/24 退任
井川 一久	理事		○					H25/8/23 辞任
三浦 規	監事		○					H25/6/24 退任

(注意事項) 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金入出金伝票	単票	毎日	7年
補助元帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) 使用 電子データ保管	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) 使用 ルーズリーフ	毎日	7年
売上伝票	販売管理ソフト(弥生販売) 使用 電子データ保管	毎日	7年
仕入伝票	販売管理ソフト(弥生販売) 使用 電子データ保管	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) 使用 ルーズリーフ	毎日	7年
固定資産台帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) 使用 ルーズリーフ	年1回 隨時	7年
貯蔵品台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	隨時	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	隨時	7年
賃金台帳	給与ソフト(弥生給与) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年

支援者名簿	名簿管理ソフト（セールスフォース使用） 電子データ保管	隨時	7年
-------	--------------------------------	----	----

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会							チェック欄																																								
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								✓																																								
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> <th>f</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	a	b	c	d	e	f	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無																											
項目	a	b	c	d	e	f	申請時																																									
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
ロ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> <th>f</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関する特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	a	b	c	d	e	f	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関する特別の利益の供与の有無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無																									
項目	a	b	c	d	e	f	申請時																																									
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

八

項目		実績判定期間
事業費の総額	①	7,694,867,748 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	7,554,499,867 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	98.17%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

- ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

- ・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	1,573,599,743 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	1,573,599,743 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会																														
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p>																															
<p>（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 																															
<p>1 役員に対する報酬又は給与の支給</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th><th>職 名</th><th>支 給 期 間 等</th><th>支 給 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td><td>平成25年4月1日～平成31年2月28日</td><td>(給与) 32,806,158 円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>平成25年4月1日～平成31年2月28日</td><td>(給与) 28,994,370 円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>平成25年4月1日～平成31年2月28日</td><td>(給与) 9,966,680 円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table>				氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額			平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 32,806,158 円			平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 28,994,370 円			平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 9,966,680 円				円				円				円
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額																												
		平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 32,806,158 円																												
		平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 28,994,370 円																												
		平成25年4月1日～平成31年2月28日	(給与) 9,966,680 円																												
			円																												
			円																												
			円																												
<p>2 役員の親族等^(注2)である職員に対する給与の支給</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の氏名等</th><th>役員との関係</th><th>支 給 期 間 等</th><th>支 給 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">なし</td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table>				受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額	なし			円				円				円												
受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額																												
なし			円																												
			円																												
			円																												
<p>（注2）「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。</p>																															
<p>3 給与を得た職員の総数及び総額</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>集 計 期 間</th><th>① 平成25年4月1日～平成26年3月31日</th><th>申請時 平成30年4月1日～平成31年2月28日</th></tr> </thead> </table>				集 計 期 間	① 平成25年4月1日～平成26年3月31日	申請時 平成30年4月1日～平成31年2月28日																									
集 計 期 間	① 平成25年4月1日～平成26年3月31日	申請時 平成30年4月1日～平成31年2月28日																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給 与 を 得 た 職 員 の 総 数</th><th>左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 287人</td><td>313,628,095 円</td></tr> <tr> <td>申請時 503人</td><td>602,587,846 円</td></tr> </tbody> </table>				給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	② 287人	313,628,095 円	申請時 503人	602,587,846 円																						
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額																														
② 287人	313,628,095 円																														
申請時 503人	602,587,846 円																														

（注意事項）

- 「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会																																																																												
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 <p>（1）資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>チャリティグッズ (絵本・チョコレート・石鹼・タオルほか)</td> <td>通年</td> <td>円</td> <td>定価にて販売</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等			チャリティグッズ (絵本・チョコレート・石鹼・タオルほか)	通年	円	定価にて販売					円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	なし				円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																								
		チャリティグッズ (絵本・チョコレート・石鹼・タオルほか)	通年	円	定価にて販売																																																																								
				円																																																																									
				円																																																																									
				円																																																																									
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																								
なし				円																																																																									
				円																																																																									
				円																																																																									
				円																																																																									
				円																																																																									
				円																																																																									

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
			平成30年 8月22日	416,000円	業務委託契約による
			平成31年 1月15日	20,000円	業務委託契約による
			平成25年9 月27日	250,000円	業務委託契約による
			平成27年 8月12日	600,000円	業務委託契約による
			平成27年 9月9日	100,000円	業務委託契約による
			平成29年 6月5日	33,411円	業務委託契約による
			平成29年 9月25日	20,000円	業務委託契約による
			平成29年 12月25日	222,741円	業務委託契約による

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金(申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
別紙			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成25年7月8日	4,583,230 円	東日本震災 エバークラス症候群他予防健診 人件費、交通費等支援金
		平成25年7月10日	2,820,000 円	東日本震災 ケアホームめぐみ新築工事代支援金
		平成25年11月29日	646,804 円	東日本震災 エバークラス症候群他予防健診 人件費、交通費等支援金
		平成26年1月21日	300,000 円	東日本震災 作業設備整備等デザイン事業スタートアップ支援金
		平成26年1月23日	300,000 円	東日本震災 デザイン事業スタートアップ支援金
		平成26年2月18日	273,000 円	東日本震災 デザイン事業スタートアップ支援金
【以下はすべて現物による寄贈】				
		平成25年4月1日	4,621,706 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月11日	6,720,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年4月11日	7,773,022 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年4月15日	1,946,581 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月18日	1,338,330 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	1,307,250 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	56,030 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	57,920 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月19日	84,240 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月23日	10,500,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年4月25日	15,139,950 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年4月25日	52,135,621 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年4月25日	16,471,350 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月1日	619,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月1日	3,351,360 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年5月2日	2,073,297 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月2日	170,100 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	3,580,395 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	378,063 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	2,031,645 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	745,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	328,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	3,511,200 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月7日	332,320 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月9日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成25年5月9日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月9日	2,730,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月9日	1,249,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月9日	102,960 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月9日	2,188,200 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月14日	2,709,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月15日	742,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月17日	12,000,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年5月20日	5,254,889 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年5月21日	7,102,244 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月27日	2,938,777 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年5月27日	4,621,706 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月30日	1,002,120 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年5月30日	1,497,641 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月3日	4,239,900 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	80,600 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	1,456,140 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	449,400 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月6日	968,498 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年6月10日	9,000,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年6月18日	22,692,600 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年6月21日	27,550,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年6月28日	908,250 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年6月28日	3,534,558 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年6月28日	63,525,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月2日	5,979,750 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年7月2日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月2日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月5日	57,750 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月5日	14,175 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月9日	177,040 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月9日	177,040 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成25年7月9日	177,040 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月9日	177,040 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月18日	12,000,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年7月23日	2,738,400 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年7月31日	133,355 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月7日	10,479,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年8月12日	86,720 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月12日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月12日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月12日	662,550 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月22日	2,887,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月29日	5,031,463 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月30日	199,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月30日	3,408,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月30日	2,800,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月31日	148,120 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月31日	142,580 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月31日	207,875 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月31日	144,675 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年8月31日	1,134,338 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月3日	147,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月4日	5,237,465 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年9月9日	252,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月9日	386,557 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月11日	78,344 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月11日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月11日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月18日	16,000,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年9月19日	491,190 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月24日	168,200 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月24日	126,150 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年9月26日	488,732 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成25年10月7日	2,184,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月8日	352,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月10日	83,280 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月10日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月10日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月28日	65,835 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月28日	189,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月28日	231,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月28日	6,555,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年10月29日	363,900 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月29日	1,050,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月31日	13,500,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成25年10月31日	300,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月31日	119,550 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年10月31日	101,380 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月1日	724,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月12日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月12日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月14日	945,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月28日	79,814 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月28日	368,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月30日	98,490 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月30日	34,650 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月30日	175,875 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年11月30日	102,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月3日	79,780 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月3日	703,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月10日	463,339 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月10日	112,035 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月10日	881,265 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月10日	111,510 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成25年12月10日	466,200 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月13日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月13日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月16日	267,750 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月16日	213,829 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月16日	208,110 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月16日	51,765 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月19日	5,554,342 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成25年12月26日	329,595 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成25年12月27日	229,152 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月9日	500,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月9日	1,599,266 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年1月10日	265,692 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月10日	17,325,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年1月10日	1,690,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月17日	266,020 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月20日	1,260,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月21日	620,346 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月23日	6,909,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年1月27日	800,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月3日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月3日	50,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月4日	498,750 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月4日	1,227,508 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月4日	107,940 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月4日	6,825,000 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年2月17日	79,920 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月18日	1,366,500 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年2月24日	301,350 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年2月24日	474,600 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月26日	294,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3支出した寄附金（平成25年4月1から平成26年3月31日までに支出した寄附金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		平成26年2月28日	390,304 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年2月28日	162,360 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月3日	357,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月5日	76,620 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月5日	352,800 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月11日	588,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月11日	388,500 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月11日	966,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月11日	103,100 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月13日	66,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月17日	165,600 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月17日	56,415 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月17日	935,753 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月18日	707,110 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月20日	154,722 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月20日	1,366,500 円	東日本被災者支援用施設修繕
		平成26年3月25日	324,220 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月25日	219,090 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月25日	184,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月27日	75,600 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	343,980 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	118,125 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	515,596 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	125,056 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	185,000 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	155,400 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	1,060,508 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成26年3月31日	22,500,000 円	東日本被災者支援用施設修繕

3 支出した寄附金(平成30年4月1日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成30年4月16日	75,367 円	東日本震災 送迎用車両燃料支援金
		平成30年5月10日	305,628 円	熊本地震被災者 備品支援金
		平成30年7月10日	750,000 円	九州北部豪雨 相談支援事業支援金
		平成30年7月13日	6,000,000 円	在日難民支援金
		平成30年7月20日	3,000,000 円	西日本豪雨被災 広島県坂町災害支援金
		平成30年9月25日	2,672,590 円	震災被災者支援用車両支援金
		平成30年10月3日	170,000 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年10月25日	526,009 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年11月12日	72,360 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年11月19日	127,117 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月6日	136,404 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月13日	413,934 円	西日本豪雨 活動費支援金
		平成30年12月18日	91,108 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月20日	2,114 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月20日	972,524 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月20日	81,890 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月28日	644,389 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成30年12月28日	1,350,000 円	熊本地震被災者 支援用施設修繕支援金
		平成31年1月17日	114,062 円	西日本豪雨被災者 備品支援金
		平成31年1月24日	2,235,600 円	北海道地震被災者 支援用施設修繕支援金
		平成31年2月1日	404,000 円	東日本震災 こおりやま子ども若者ネット立ち上げ支援金
		平成31年2月18日	373,500 円	「こおりやま福祉寄り合い会議の運営を中心とした支援者の連携促進事業」支援金
		平成30年4月13日	56,745 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年5月10日	59,748 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年5月28日	800,000 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年5月30日	13,608 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年6月5日	560,800 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年6月11日	55,838 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年6月15日	10,260 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年6月25日	289,000 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年7月12日	55,838 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年7月17日	14,364 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈

3 支出した寄附金(平成30年4月1日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成30年7月26日	184,000 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年7月26日	97,172 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年7月26日	47,394 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年7月26日	36,000 円	西日本豪雨被災者 生活用品寄贈
		平成30年7月26日	70,580 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年7月26日	277,465 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年7月27日	247,716 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月8日	210,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年8月8日	149,800 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年8月8日	366,313 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月8日	219,350 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月9日	65,200 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月16日	15,044 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年8月20日	20,982 円	東日本震災被災者 活動支援
		平成30年8月20日	117,599 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月21日	508,000 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年8月23日	136,080 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年8月23日	2,500,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年8月23日	150,120 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年8月27日	756,000 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年8月29日	18,468 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年8月31日	98,320 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年9月10日	842,400 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年9月12日	33,004 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年9月18日	190,000 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年9月18日	35,441 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年9月26日	10,260 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年9月27日	99,170 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年9月27日	1,782,000 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年10月10日	322,920 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年10月11日	10,260 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年10月16日	432,000 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年10月16日	1,050,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年10月16日	367,200 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈

3 支出した寄附金(平成30年4月1日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成30年10月16日	6,500,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年10月16日	315,958 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年10月16日	940,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年10月16日	15,120 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年10月16日	61,560 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年10月16日	54,000 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年10月25日	1,151,820 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年10月26日	259,200 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年10月26日	35,441 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年11月6日	5,240,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年11月6日	2,106,000 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月6日	110,592 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年11月13日	1,243,080 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年11月13日	297,000 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年11月13日	156,461 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年11月13日	195,912 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年11月13日	633,854 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	1,311,120 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	961,200 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	248,940 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	280,260 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	89,100 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年11月27日	995,800 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年11月27日	397,990 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年11月27日	830,412 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年11月27日	2,830,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年11月28日	4,104 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年11月30日	96,120 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年12月11日	198,240 円	北海道地震被災者 備品寄贈
		平成30年12月11日	1,236,600 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成30年12月11日	248,400 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年12月11日	54,000 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年12月11日	1,047,600 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年12月12日	2,540,000 円	震災被災者支援用車両寄贈

3 支出した寄附金(平成30年4月1日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成30年12月12日	40,608 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年12月12日	86,021 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年12月12日	1,150,112 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成30年12月17日	35,441 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年12月21日	367,092 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年12月26日	12,312 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成30年12月26日	316,008 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成30年12月27日	1,190,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成30年12月31日	97,200 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成31年1月9日	707,616 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成31年1月10日	2,052,000 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成31年1月10日	81,000 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成31年1月16日	97,200 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成31年1月17日	306,490 円	西日本豪雨被災者 備品寄贈
		平成31年1月21日	297,970 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成31年1月22日	2,360,772 円	西日本豪雨被災者 支援用施設修繕
		平成31年1月24日	37,590 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成31年1月24日	1,320,000 円	震災被災者支援用車両寄贈
		平成31年1月29日	10,260 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
		平成31年2月4日	1,375,056 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成31年2月4日	1,080,000 円	東日本被災者 支援用施設修繕
		平成31年2月12日	987,120 円	西日本豪雨被災者 生活用品寄贈
		平成31年2月14日	208,440 円	東日本震災被災者 備品寄贈
		平成31年2月22日	37,590 円	東日本震災被災者 生活用品寄贈
合計			80,840,837 円	

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄						
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓						
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>								
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同 意				する	しない
同 意								
する	しない							
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）							
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none">・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日							
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し							

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会
-----	-------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること							チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無							
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること							チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	平成 年 月 日				

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの <input type="checkbox"/> ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <input type="checkbox"/> ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	
<input type="checkbox"/> ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
<input type="checkbox"/> ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
二	暴力団の構成員等の有無	
3	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
4	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) 他の事務所がある場合は、他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
6	次のいずれかに該当する法人	
<input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ	

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会					
事業名	具体的な事業内容	実施予定期間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定期間	寄附金充当予定期額
難民等への緊急援助・支援活動ならびに国際協力活動	ミャンマー避難民支援	2019/4/1～2020/3/31	バングラデシュ	9	受益者：難民 65,860人	81,500千円
	食糧配付	2019/4/1～2020/2/29	シリア	15	受益者：難民 25,003人	
	リスク回避教育と被害者支援	2019/4/1～2020/2/29	シリア	14	受益者：難民 14,530人	
	トルコ南東部におけるシリア難民の保護環境整備	2019/4/1～2020/3/31	トルコ	160	受益者：難民 65,000人	
	障がい者の生活向上支援	2019/4/1～2020/3/31	スーダン	7	受益者：障害者 3,060人	
	地雷回避教育	2019/4/1～2020/3/31	スーダン	22	受益者：地雷回避教育参加者 5,000人	
	感染症（マイセトーマ）対策	2019/4/1～2020/1/31	スーダン	6	受益者：啓発活動参加者 1,010人	
	カクマ難民キャンプにおける青少年育成・保護事業	2019/4/1～2020/3/31	ケニア	16	受益者：難民 21,000人	
	カロベイエ難民居住地における青少年育成・保護事業	2019/4/1～2020/3/31	ケニア	3	受益者：難民 40,000人	
	難民キャンプ・難民居住地等における水衛生・教育支援	2019/4/1～2020/3/31	ウガンダ	21	受益者：難民 8,069人	
	地雷被害者生計支援	2019/4/1～2020/3/31	ウガンダ	2	受益者：地雷被害者 75人	
	元難民現地統合化支援	2019/4/1～2020/3/31	ザンビア	16	受益者：難民 1,742人	
	ラオス山岳地域における母子保健サービス強化	2019/4/1～2019/8/15	ラオス	15	受益者：ポンサリー郡、ブンヌア郡居住者 42,000人	
	車いす普及支援（現地NGOの能力向上を通じた障がい者社会参加支援）	2019/4/1～2020/3/31	カンボジア	7	受益者：障害者 547人	
	子どもの未来（あし）	2019/4/1	ミャンマ	5	受益者：障害者	

	た) プログラム(里親制度)	～ 2020/3/31	一		385人	
	カレン州ランブイエ地区およびチャインセチ地区における地域に根ざしたリハビリテーション推進	2019/4/1 ～ 2020/3/31	ミャンマー	16	受益者：障害者 32,000人	
	カシミールにおける女性支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	インド	1	受益者：貧困女性 15人	
	ハリプール郡における小学校の学習・衛生環境改善	2019/4/1 ～ 2020/3/31	パキスタン	17	受益者：難民等 22,847人	
	地域主体型の地雷回避および障がい者支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	アフガニスタン	26	受益者：障害者 97,200人	
	地雷・不発弾除去支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	アフガニスタン	1	受益者：地雷原居住者 97,200人	
	アフガニスタン市民社会能力強化	2019/4/1 ～ 2020/2/28	アフガニスタン他	2	受益者：市民組織構成員 1312人	
	東日本大地震被災者コミュニティーのレジリエンス強化	2019/4/1 ～ 2020/3/31	福島県、宮城県、岩手県をはじめとした東日本大震災被災地域	7	受益者：被災者 4,829人	
	西日本豪雨被災者支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	岡山県、愛媛県、広島県	6	受益者：被災者 9,366,260人	
	九州北部豪雨被災者支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	九州北部の被災地域	6	受益者：被災者 1,510人	
	北海道胆振東部地震被災者支援	2019/4/1 ～ 2019/9/30	北海道むかわ町	6	受益者：被災者 50人	
	女性を主とする障がい者の小規模起業支援	2019/4/1 ～ 2020/3/31	ラオス	11	受益者：障害者 1,444人	
難民等の就職、就学の世話活動ならびに支援活動	障がい児のためのインクーシブ教育推進事業	2019/4/1 ～ 2020/3/31	カンボジア	9	受益者：障害者 975人	85,000千円
	障がい児のための地域に根差したインクルーシブ教育推進事業	2019/8/1 ～ 2020/3/31	パキスタン	17	受益者：障害者 1,180人	
	障がい者のための職業訓練校の運営	2019/4/1 ～	ミャンマー	33	受益者：障害者 20,431人	

人権の擁護又は平和の推進を図るための情報収集ならびに啓発活動	および就労支援体制強化	2020/3/31				6,000千円
	障がい児のための教育機会および質の向上	2019/4/1～2020/3/31	タジキスタン	10	受益者：障害者59,406人	
	ドシャンベ市における障がい者のための生計支援	2019年10月～2020年3月31日	タジキスタン	10	受益者：障害者70人	
	地雷廃絶キャンペーン、パネル展示、講座、関係諸団体との連携等	2019/4/1～2020/3/31	東京、その他	20	講座参加者等数百人	
	国内、海外の会議に出席するなど、障がい者の社会参加の必要性をつよく訴える	2019/4/1～2020/3/31	日本国内、その他	20	会議出席者など数百人	
	難民支援実績に関する国内、海外でワーキングペーパー配布、難民問題を解決する啓発活動	2019/4/1～2020/3/31	日本国内、その他	7	会報読者や会議・講演会出席者数万人	
	啓発（国際理解教育）・広報・募金活動	2019/4/1～2020/3/31	日本国内	3	会報読者など数万人	
	ジェンダー分野の啓発	2019/4/1～2020/3/31	日本国内、その他	1	会議出席者など数百人	
	地雷対策活動	2019/4/1～2020/3/31	日本国内、その他	2	会報読者や地雷対策を必要とする各コミュニティ一数万人	
	キラーロボット（殺傷ロボット）反対キャンペーン	2019/4/1～2020/3/31	日本国内、その他	5	報告会参加者や関係者への冊子の配布など数百人	

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

三井住友銀行 目黒支店 普通預金	特定非営利活動法人 難民を助ける会 理事長 志邨 有紀枝
三菱UFJ銀行 目黒支店 普通預金	特定非営利活動法人 難民を助ける会 理事長 志邨 有紀枝
みずほ銀行 目黒支店 普通預金	特定非営利活動法人 難民を助ける会 理事長 志邨 有紀枝
ゆうちょ銀行 振替口座	特定非営利活動法人 難民を助ける会 理事長 志邨 有紀枝

(注意事項)

- 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。